

令和6年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
1	重症心身障害者等 受入補助金 (通所事業所)	生活介護等の事業所において、重症心身障害者等を円滑に受け入れ、その日中活動の場の拡充を図るため、重症心身障害者等を適切に支援するための人件費を補助するもの。	① 生活介護 【下記の場合を除く】 定員40名以下 5, 700円/人・日 定員41名以上 3, 500円/人・日 【常勤看護職員等配置加算において、看護職員の配置を常勤換算方法で2以上3未満として算定している場合】 定員40名以下 5, 100円/人・日 定員41名以上 3, 100円/人・日 【常勤看護職員等配置加算において看護職員の配置を常勤換算で3以上として算定している場合】 定員40名以下 4, 600円/人・日 定員41名以上 2, 800円/人・日 ② デイサービス型地域活動支援事業 4時間まで 2, 700円/人・日 4時間超～6時間まで 4, 500円/人・日 6時間超 5, 700円/人・日 ※ 看護師等を常勤換算で1.0人以上配置し、医療的ケア必要者を3人以上受け入れた場合、各単価に2,500円加える。	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	生活介護事業所 デイサービス型地域活動支援事業所 (食事の提供又は入浴介助を行う事業所に限る。)
2	重症心身障害児(者) 短期入所事業補助金	短期入所を実施する事業所が、重症心身障害児(者)を受け入れた場合、これに対する適切なサービスの内容、円滑な提供を可能とするため、短期入所の報酬単価に加えて上乗せ補助を行うもの。	① 短期入所と他の日中活動サービスを併用する場合 2, 890円/人・日 ② 上記以外 5, 770円/人・日	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	短期入所事業所 (病院等において提供するものを除く。)
3	共同生活援助事業費 補助金	事業所の定員が20名以下かつ1住居の定員が9名以下のグループホームに対し、土日等の日中活動が提供されない日における日中の支援に対して補助するもの。	① 障害支援区分3以下: 1, 297円/人・日 ② 障害支援区分4以上: 2, 290円/人・日	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 公益法人	共同生活援助事業所
4	共同生活援助事業 運営費補助金	世話人の複数配置等に必要な報酬等、グループホーム運営に係る事務費に對して必要な費用を補助するもの。	① 運営費: 1, 740円/人・日 ② 重度加算 (区分4) 475円/人・日 (区分5) 759円/人・日 (区分6) 1, 019円/人・日	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人	共同生活援助事業所

令和6年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
5	共同生活援助事業 設置費補助金	グループホームを新規設置する場合、必要な費用を補助するもの。 令和6年10月申請分より 制度内容を改正	【令和6年9月末申請分まで】 1. 554千円/住居 ・敷金・礼金：504千円 ・初度調弁費：630千円 ・消防用設備費：420千円 【内訳】 ↓ 【令和6年10月申請分から】 ※重度障害者の受入等要件を追加 詳細は別紙1参照 1. 240千円/住居 ・敷金・礼金：廃止 ・初度調弁費 定員4人以上：650千円 定員3人：488千円 定員2人：325千円 ・消防用設備費：590千円	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	共同生活援助事業所
6	共同生活援助事業 改修費補助金	重度障害者を受け入れられるグループホームを新規設置する場合、建築基準法に適合するために必要な改修費を補助するもの。 令和6年9月末までの申請分まで。 令和6年10月より廃止	1. 049千円/住居	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	共同生活援助事業所
7	障害者グループホーム バリアフリー化改修補 助金	既存の障害者グループホームにおける入居者の重度化・高齢化に対応するため、バリアフリー化改修費用に 対し、一部補助を行うもの。 令和6年10月申請分より 制度内容を改正	【令和6年9月末申請分まで】 対象経費（300千円未満）×補助率3/4 ↓ 【令和6年10月申請分から】 ※補助対象要件を変更 詳細は別紙1参照 対象経費と基準額800千円を比較し、低い方の金額に×3/4	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	共同生活援助事業所
8	障害者グループホーム 等の消防設備整備補助	平成27年3月31日までに開設されたグループホーム等で、今後、入居者の高齢化・重度化により、消防法施行令別表第1(6)項ロ(障害支援区分4以上の利用者が概ね8割超)となり、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じる可能性が高い事業所 に 対 し て 、 整 備 補 助 を 行 う も の 。	・スプリンクラー設備 基準額（23.4千円/m ² ）の3/4補助 ・消防ポンプユニット 基準額（3,090千円/住居）の3/4補助	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	共同生活援助事業所 短期入所事業所 等 ※ 平成27年4月1日 以降の新設事業所 は対象外

令和6年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
9	強度行動障害者 受入補助金	本市の支給決定を受けた強度行動障害者有する者の要件を満たす通所利用者を円滑に受け入れ、かつ行動障害軽減のための適切な支援を行うために要する人件費の補助をするもの。	<p>【補助要件】</p> <p>① 定員に対する強度行動障害を有する者の受入割合20%以上</p> <p>② 人員配置体制加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを算定していない 直接処遇職員を「補助対象者の受入人数×0.2人」以上、人員配置基準人数に加えて配置 人員配置体制加算Ⅲの算定事業所は、加算要件の人員配置基準に加えて「補助対象者の受入人数×0.2人」以上配置</p> <p>④ 行動障害軽減のためのケース会議を月1回以上 ⑤ 名古屋市強度行動障害者支援事業における「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用</p> <p>【補助基準額】 強度行動障害のある利用者1人当たり2,000円/日 ただし、重度障害者支援加算（個人加算あり）の場合は、補助対象外とする。</p>	<p>社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人等</p>	<p>生活介護事業所 ※障害者支援施設に併設した生活介護事業所も補助対象。</p>
10	障害者（施設入所） 地域生活移行訓練事業	障害者支援施設を退所し地域生活をしていく方が再度施設入所が必要となつた場合に備え、施設の受入体制を確保するのに必要な経費を補助するもの。	<p>5,732円/人・日×0.8 ×空床確保日数（退所日の翌日から30日以内を上限）</p>	<p>社会福祉法人</p>	<p>障害者支援施設</p>
11	作業型地域活動支援事業 （Ⅲ型）	作業型地域活動支援事業の運営の安定化、障害者の自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的として補助するもの。	<p>① 基本補助額 ・既存事業所 10,307千円 ・新設事業所 8,788千円</p> <p>② 加算額 就職支援加算 275円×当該年度開所日数×前年度の就労者数</p>	<p>社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 消費生活協同組合</p>	<p>作業型地域活動支援事業所</p>

令和6年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所												
12	重症心身障害児小規模通所支援事業	運営の安定化及び就労が困難な在宅の重症心身障害児(者)等に、通所の方法により必要な療育を行い、その発達を促すとともに生きがいを高める場を設けることを目的として補助するもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本分</td> <td>月額 680,000 円</td> </tr> <tr> <td>加算分</td> <td>補助対象利用者 1 名につき 月額 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>管理費補助</td> <td>補助対象利用者 1 名につき 月額 11,000 円</td> </tr> <tr> <td>行事費補助</td> <td>月額 11,000 円</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険料補助</td> <td>支払保険料の 2 分の 1 以内 (月額 3,300 円を限度)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助額	基本分	月額 680,000 円	加算分	補助対象利用者 1 名につき 月額 7,500 円	管理費補助	補助対象利用者 1 名につき 月額 11,000 円	行事費補助	月額 11,000 円	賠償責任保険料補助	支払保険料の 2 分の 1 以内 (月額 3,300 円を限度)	-	-
区分	補助額																
基本分	月額 680,000 円																
加算分	補助対象利用者 1 名につき 月額 7,500 円																
管理費補助	補助対象利用者 1 名につき 月額 11,000 円																
行事費補助	月額 11,000 円																
賠償責任保険料補助	支払保険料の 2 分の 1 以内 (月額 3,300 円を限度)																
13	強度行動障害者受入環境整備補助		(別紙 2) のとおり														
14	地域生活支援拠点事業		(別紙 3) のとおり														
15	障害児・者相談支援事業補助金	指定特定相談支援事業所等の安定した運営と事業所の円滑な参入を促進し、障害児・者の相談支援体制の強化とサービスの質の向上を図るため、人件費を補助するもの。	<p>① 特定・障害児相談支援事業に係る補助【人件費】</p> <p><基本額> サービス等利用計画案等を年間30件作成 1, 427 千円/年</p> <p><加算額> サービス等利用計画案等の作成数のうち 30件を超えた場合 53 千円/件</p> <p>② 一般相談支援事業に係る補助【人件費】</p> <p>本市の地域移行支援の支給決定を受けた者に対し必要な支援を行った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援件数</th> <th>年額</th> <th>常勤換算人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援件数 1 件</td> <td>年額 1, 500 千円</td> <td>× 常勤換算人数</td> </tr> <tr> <td>支援件数 2 件</td> <td>年額 3, 000 千円</td> <td>× 常勤換算人数</td> </tr> <tr> <td>支援件数 3 件以上</td> <td>年額 4, 500 千円</td> <td>× 常勤換算人数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※常勤換算人数は 1 を上限とする。</p>	支援件数	年額	常勤換算人数	支援件数 1 件	年額 1, 500 千円	× 常勤換算人数	支援件数 2 件	年額 3, 000 千円	× 常勤換算人数	支援件数 3 件以上	年額 4, 500 千円	× 常勤換算人数	<p>社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 等</p> <p>相談支援事業所</p>	
支援件数	年額	常勤換算人数															
支援件数 1 件	年額 1, 500 千円	× 常勤換算人数															
支援件数 2 件	年額 3, 000 千円	× 常勤換算人数															
支援件数 3 件以上	年額 4, 500 千円	× 常勤換算人数															

※ 上記補助事業の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課施設事業係 (TEL : 052-972-2560) までお問い合わせください。

障害者グループホームの一部補助金制度の変更について 令和6年10月申請分から

共同生活援助事業 設置費補助金	令和6年9月末申請分まで	令和6年10月以降申請分から
1 補助対象法人	すべての法人	すべての法人
2 補助対象住居	市内で新規に設置する共同生活住居	市内で新規に設置する共同生活住居であって、 <u>開設後の重度障害者の割合が、当該住居の定員の2分の1以上であること。</u> <u>また、サービス管理責任者・生活支援員のうち1人以上は一定の研修修了者を配置していること。</u>
3 補助内容及び 基準額	敷金・礼金 504千円 初度調弁費 630千円 消防用設備費 420千円	(敷金・礼金は廃止) <u>初度調弁費 定員4人以上:650千円 定員3人:488千円 定員2人:325千円</u> <u>消防用設備費 590千円</u>
障害者グループホーム バリアフリー化改修補助金	令和6年9月末申請分まで	令和6年10月以降申請分から
1 補助対象法人	すべての法人	すべての法人
2 補助対象	市内既存の共同生活住居における既入居者の 重度化・高齢化により、日常生活に支障が生じている場合、 また、これから重度障害者を受け入れる場合に、その住居に必要 なバリアフリー化改修費(老朽化等による補修工事を除く。)について 補助を行う。	市内既存の共同生活住居であって、 既入居者の重度化・高齢化により、日常生活に支障が生じている場 合、または、これから重度障害者を受け入れる場合に、その住居に必 要なバリアフリー化改修費(老朽化等による補修工事を除く。)につい て補助を行う。
3 補助金額	300千円未満の工事に対し 工事費の4分の3を補助	<u>工事費と基準額800千円を比して</u> <u>低い方の金額の4分の3を補助</u> ※1住居につき 1回限り

詳細については、後日ウェルネットなごやにおいて掲載予定。

強度行動障害者受入環境整備補助

1 趣 旨

強度行動障害を有する者の受入に必要な環境整備を行うために必要な工事等に係る経費の一部を補助し、ハード面での支援の充実を図るもの。

2 補助対象法人

すべての法人（営利法人含む）

3 補助要件

- (1) 市内に所在する強度行動障害を有する者を受け入れている入所施設、共同生活援助・生活介護事業所等
- (2) 強度行動障害を有する者の心身の状況から、円滑な受け入れに必要な工事等

※「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用を条件とし、工事等の内容の効果・必要性について、専門支援員の意見を踏まえた上で、交付決定を行う。

4 補助対象工事等

- ・壁の衝撃吸収材化
- ・ガラスの亚克力板への取り換え
- ・その他、受入に必要な備品等の購入 等

5 補助額

補助対象経費の実支出額×3／4と補助基準額（600千円）とを比較して少ない方の額

6 予算額

令和6年度 18,000千円
(内訳) @600千円×30件

7 その他

当該補助金の交付申請にあたっては、「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用が必要となりますので、事前に必ず以下までご相談ください。

名古屋市強度行動障害者支援事務局（TEL:613-7660 FAX:613-7688）

地域生活支援拠点事業

令和6年度拡充

1 地域生活支援拠点とは

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指すもの。

本市では、グループホームに短期入所を組み合わせた事業所（地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。））を設置し、これと障害者基幹相談支援センター、その他の障害福祉サービス事業所等の地域支援機能が連携する体制を地域生活支援拠点としている。

2 地域生活支援拠点事業

事項	機能	事業内容
拠点事業所の機能強化補助	緊急時の受け入れ・対応	<p>【お助けショートステイ】 短期入所 1 床を空床確保し、緊急時の受入を行う。また、緊急時に円滑に受入するため事前登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急受入体制確保 ・緊急受入 ・事前登録 ・事前登録者モニタリング ・障害福祉サービス事業所との連携支援
	体験の機会・場の提供	<p>【お試しグループホーム】 共同生活援助 1 床を確保し、地域移行や親元からの自立等にむけた体験事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験実施の際の利用調整 ・障害福祉サービス事業所との連携支援
地域生活支援推進事業所の登録（拡充）	緊急時の受け入れ・対応 体験の機会・場の提供	<p>拠点事業所を補完する事業所として、障害者基幹相談支援センター等の要請に基づき緊急時の受け入れやサービスの提供、体験事業等を行う。</p>
地域連携コーディネート事業の委託	地域の体制づくり	<p>障害者基幹相談支援センターに事業委託し、拠点事業所を始め地域資源の有機的な連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験事業調整 ・短期入所事前登録に係る協力 ・事前登録者モニタリング ・緊急時対応

3 地域生活支援拠点事業所

(1) 地域生活支援拠点事業所一覧（令和6年度9か所（予定））

ブロック	区	拠点事業所名	運営法人	登録日
東	千種	共同生活援助 ShareHouse	(株)ZERO MPRESSION	R3. 4. 1
西	中川	えくら	(福)さくらんぼの会	R4. 5. 1
南	瑞穂	ほっと家みずほ	(特非)あたたかい心	R5. 4. 1
	南	地域生活支援拠点事業所ぴぼっと	(福)名古屋キリスト教社会館	R元. 5. 1
		地域生活支援拠点事業所まーぶる	(福)ゆたか福祉会	R4. 4. 1
北	北	わっぱの家	(福)共生福祉会	R元. 5. 1
	西	笹塚グループホーム「クローバ」	(福)よつ葉の会	R3. 4. 1
	守山	町北ホームゆうやけ	(福)名北福祉会	R2. 4. 1
		風の丘	(福)ひまわり福祉会	R2. 9. 1

令和6年度より、各拠点事業所の担当地域を全市域に拡大する。

(2) 今後の整備について

新たな拠点事業所の整備を希望している事業者については、協議を受け、事前に評価委員による運営能力・提案内容の評価を行った上で、整備案件の審査を行う。（*次回整備協議受付は、令和6年7月頃の予定。）

4 地域生活支援推進事業所の登録（令和6年度拡充）

(1) 概要

- ・ 地域生活支援拠点事業所を補完する事業所として、障害者基幹相談支援センター等の要請により事業所の対応できる範囲で「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能を担う。
- ・ 地域生活支援推進事業所は障害福祉サービス報酬上「地域生活支援拠点等」として取扱い、機能に応じた加算を算定する。
- ・ 対象サービス（予定：障害福祉サービス報酬改定等により変更の可能性あり）

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域移行支援 地域定着支援
--

(2) 登録手続き

ウェルネットなごやに掲載の申請書に必要資料を添付して、障害者支援課施設事業係へ提出。審査の上、要件を満たした場合、登録通知書で通知する。通知の翌月より加算を算定できる。

ア 要件

- ・ 平時から連絡調整に従事する者を配置し、障害者基幹相談支援センター、自立支援連絡協議会及び日中活動サービスを始めとする障害福祉サービス事業所等との緊密な連携を確保すること。
- ・ 地域生活支援推進事業所として、障害者基幹相談支援センター等と密接に連携し、「緊急時の受入れ・対応」又は「体験の機会・場の提供」の機能を積極的に担うこと。
- ・ 運営規程に「地域生活支援拠点等」であることを記載すること など。

イ 公表

登録後、ウェルネットなごや等において、地域生活支援推進事業所の一覧を公表する。

地域生活支援拠点事業の拡充に伴う
「地域生活支援推進事業所」の募集等について

1 地域生活支援推進事業所とは（資料 108 頁も参照）

地域生活支援拠点事業において、地域生活支援拠点事業所を補完する事業所として、障害者基幹相談支援センター等の要請により事業所の対応できる範囲で「緊急時の受入れ・対応」や「体験の機会・場」の機能を担う。

なお、地域生活支援推進事業所は障害福祉サービス報酬上「地域生活支援拠点等」として取扱い、機能に応じた加算を算定する

2 対象サービス

各事業所が利用者や障害者基幹相談支援センター等の要請に基づき、可能な範囲（障害種別、空き状況、その他（児童、医療的ケア等））で下記の役割を担う。

機能	サービス種別	役 割
緊急時の受入れ・対応	短期入所	・事業所の可能な範囲で緊急時の受入れを行う。 ・緊急時に計画外のホームヘルプ等を行う。
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	
	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	・緊急時に夜間に支援を行う。
	自立生活援助 地域定着支援	・緊急時に利用者等からの要請に基づき支援を行う。
体験の機会・場	共同生活援助	・入所、入院から地域生活移行を希望する者や、家族と同居する在宅の者の希望に基づき、グループホームの体験利用を行う。
	地域移行支援	・入所、入院から地域生活移行を希望する者からの希望に基づき、障害福祉サービスの体験利用や宿泊体験を行う。
	施設入所支援 〔併設する日中〕 〔事業所含む〕	・施設入所者の地域生活移行に向け、地域移行支援利用者への支援やグループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行う。

※令和 6 年 2 月 6 日厚生労働省報酬改定資料を基に作成。告示等により変わる可能性がある。

3 登録手続き

受付は障害者支援課施設事業係で行う。

4 報酬上の取扱い

障害福祉サービス報酬において「地域生活支援拠点等」として取扱い、該当する加算の算定を可能とする。

＜参考＞地域生活支援拠点等の場合の加算の例

サービス種別	加算	※共通：運営規程に拠点等である旨を規定する。 ※共通：関係機関との連絡調整に従事する者を配置する。	単位数
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	緊急時対応加算	計画外のサービスを利用者からの要請から 24 時間以内に行った場合の加算に上乗せ	100 単位/回(月 2 回) +50 単位 (拠点)
短期入所	拠点等の場合の加算	共通要件のみ	100 単位(初日のみ算定)
		平時から利用者の生活の状況等を把握するため、従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者の受入れを行った場合算定	100 単位+200 単位 (初日のみ算定)
生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型)	緊急時受入加算	緊急時に夜間の受入れを行った場合に算定	100 単位/回
共同生活援助	なし	-	-
自立生活援助	緊急時支援加算	緊急時に利用者等からの要請に基づき支援した場合の報酬に算定	711 単位 +50 単位 (拠点)
地域定着支援	緊急時支援費	緊急時に利用者等からの要請に基づき支援した場合の報酬に算定	712 単位 or 95 単位 +50 単位 (拠点)

※令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定で変更の可能性がある。

5 登録要件

- 該当する障害福祉サービス事業を行っていること
- 平時から連絡調整に従事する者を配置し、障害者基幹相談支援センター、自立支援連絡協議会及び日中活動サービスを始めとする障害福祉サービス事業所等との緊密な連携を確保すること。
- 運営規程に「地域生活支援拠点等」である旨記述していること
- 障害者基幹相談支援センター等と連携し、「緊急時の受入れ・対応」又は「体験の機会・場」の役割を積極的に果たすこと
- 本市の求めに応じ報告を行うこと

6 導入スケジュール

- 令和 6 年 4 月 1 日 要綱改正及びウェルネットなごやに掲載。
地域生活支援推進事業所登録申請受付開始
毎月 15 日 翌々月 1 日登録
- 令和 6 年 6 月 1 日 初回事業所登録

令和6年度障害者支援課所管の主な在宅等サービス(委託事業等)

○ 身体障害者自立生活体験事業

内 容	施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。
対 象 者	市内在住者のうち施設に入所する身体障害者又は在宅で生活する身体障害者
申 込 先	(福) A J U自立の家 (TEL 052-841-5554)
実施場所	(福) A J U自立の家 サマリアハウス (昭和区)

短期入所系事業

○ 障害児（者）緊急短期入所空床確保事業


内 容	<p>介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障害児・者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所事業所の空床において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するもの。</p>			
対 象 者	<p>名古屋市による短期入所の支給決定を受けた障害児・者のうち、介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない者で、利用を開始する日の4日前から当日に申込を行った者</p>			
事業者名	短期入所事業所	主たる 障害種別	空床数	申込先
社会福祉法人 よつ葉の会	短期入所よつ葉の家 (西区新福寺町2丁目6-2)	知的	1床	529 - 5400
社会福祉法人 ひまわり 福祉会	杜の家 (名東区梅森坂3丁目4101)	身体 知的	1床	709 - 3813

○ 障害児（者）日中一時受入事業

令和6年度拡充

区 分	短期入所事業所	生活介護事業所						
内 容	在宅障害児（者）の保護者又は家族の疾病、事故等の事由により、日中において監護する者がいない場合に、一時的に施設や病院で受入を行い、日中の支援を行う。							
事業者の登録	日中一時支受入事業を実施する事業所として名古屋市の登録を受ける必要あり。							
対 象 者	<u>在宅の障害児、障害者（R6年4月～障害種別を拡大）</u>							
受入可能時間	短期入所事業所の営業時間内 (宿泊不可)	生活介護事業所の営業時間外 (宿泊不可) (※)						
対 象 者	・短期入所の支給決定を受けた者	・短期入所の支給決定を受けた者 ・同一敷地の連続利用にあたっては、サービス等利用計画案等により必要性の認められた者						
同一敷地の連続利用	一部可							
	生活介護利用者が夕方時間帯等に日中一時受入を利用する場合は、別敷地の日中一時受入事業所であれば利用可とする。	生活介護利用者が夕方時間帯等に日中一時受入を利用する場合は、同一敷地内の日中一時受入事業所の利用可とする。						
利用日数 (時間)	短期入所の支給量の範囲内（日中一時受入事業の提供時間により下記の日数で算定） <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">4時間以下</td> <td style="padding: 0 10px;">…0.25日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">4時間超8時間以下</td> <td style="padding: 0 10px;">…0.5日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">8時間超</td> <td style="padding: 0 10px;">…0.75日</td> </tr> </table>		4時間以下	…0.25日	4時間超8時間以下	…0.5日	8時間超	…0.75日
4時間以下	…0.25日							
4時間超8時間以下	…0.5日							
8時間超	…0.75日							

(※) 生活介護事業所の運営規程上の営業時間外（早朝・夕方以降）

<p>趣 旨</p>	<p>強度行動障害を有する者の行動障害の軽減を図り、地域での安定した生活を支えるため、高度な専門的知識・支援技術を持った強度行動障害者専門支援員の養成・派遣を始め、相談から研修まで強度行動障害を有する者にかかる総合的な事業を行うもの。</p>
<p>委 託 先</p>	<p>名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（名障連）</p>
<p>事業内容</p>	<p>①強度行動障害者専門支援員養成事業 ・強度行動障害者専門支援員を養成 専門支援員を6→7名に増員するため 1名追加養成【拡充】</p> <p>②強度行動障害者専門支援員派遣事業 ・強度行動障害を有する者の支援に苦慮する事業所に専門支援員を派遣 ・在宅等の強度行動障害を有する者の施設における新規受入の円滑化を図るため「新規受入サポート事業」を実施 ・関係機関との連携を推進し、学習会等の開催により強度行動障害の理解促進を図る「地域づくりサポート」を実施</p> <p>③強度行動障害者相談支援事業 ・相談窓口を開設し、施設等への電話相談を実施</p> <p>④強度行動障害者支援員養成研修事業 ・事業所職員向け基礎研修の開催（定員40人×3講座） 実践研修の開催（定員40人×2講座）</p> <p>⑤理解促進・事業周知 ・講演会の開催等による理解促進や実践成果の周知・発信 ・地域づくりサポート（再掲）を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【事務局の設置】 強度行動障害者支援に係る専門窓口として事務局を設置し、専任職員（1名）を配置 ■名古屋市強度行動障害者支援事業事務局 住 所：名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3 T E L：613-7660 F A X：613-7688</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>ウェルネットなごや 強度行動障害者支援 事業HP こちら↓↓</p>  </div>

名古屋市強度行動障害者専門支援員派遣申請書

		申 請 日	令和 年 月 日		
事業所名			住 所	〒	
代表者職氏名					
サービス種類					
連絡先	担当者氏名 :		FAX :		
	TEL :		e-mail :		
利用者の状況	年齢 (歳)	障害 支援区分 ()	身体障害 者手帳 (級)	愛護 手帳 (度)	精神障害者 保健福祉手帳 (級)
利用者の問題行動の状況(*相談事例は、出来るだけ詳しく1名に絞ってお書きください。)					
現在の事業所の対応状況					
家族・職員からの要望等					
強度行動障害者受入環境整備補助金交付申請予定 : <input type="checkbox"/> あり(意見書交付希望) <input type="checkbox"/> なし					
(具体的な整備内容・購入予定備品等)					

最寄りの公共交通機関 : <input type="checkbox"/> JR <input type="checkbox"/> 私鉄 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 地下鉄 <input type="checkbox"/> その他() 最寄駅 _____ 駅
強度行動障害者の基礎的な学習(1回2時間程度の講義)の受講希望 : <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
ご希望の派遣内容 : (派遣曜日) _____ 曜日 (派遣時間帯) _____ 時から _____ 時頃まで

本申請書をEメール添付又は
FAXにて、右事務局までお送りください。

<お申込み・お問い合わせ先>

名古屋市強度行動障害者支援事業事務局
 電話: 052-613-7660、FAX: 052-613-7688
 E-mail: kyoko-shien@wing.ocn.ne.jp

社会福祉施設等の耐災害強化対策

(耐震補強整備及びブロック塀等補強・改修整備)について

令和2年12月11日に閣議決定された国の『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づき、引き続き社会福祉施設等の耐震化対策や安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備が求められています。

社会福祉施設等の耐震化

■新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物のうち、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていない建物については、耐震補強整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

■賃貸等で建築年度や耐震補強の実施状況が不明な場合は、家主等に確認するなどし、把握に努めてください。

安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備

■『ブロック塀等の点検基準』(次頁)を参考に安全点検を実施してください。

■点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等については、速やかに付近通行者への注意表示などを行ってください。併せて、補強・改修整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

国庫補助制度等の活用について

■耐震補強整備やブロック塀等の補強・改修整備は、国庫補助制度の対象となります。補助協議を検討される場合は、お早めに障害者支援課施設事業担当(電話:052-972-2560)までご相談ください。

◆国庫補助制度を活用した本市の補助制度について(令和6年度整備協議分)

〔耐震補強整備〕

対 象:新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物における地震防災対策上必要な耐震補強整備

補助率: 国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

〔ブロック塀等補強・改修整備〕

対 象:安全点検の結果、問題のあるブロック塀の工事を伴う補強・改修整備で、総事業費300千円以上のもの

補助率: 国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

住宅都市局の助成制度について

■名古屋市住宅都市局においても、耐震化やブロック塀の撤去に関する以下の助成制度があります。ご活用ください。

〔耐震化関係〕

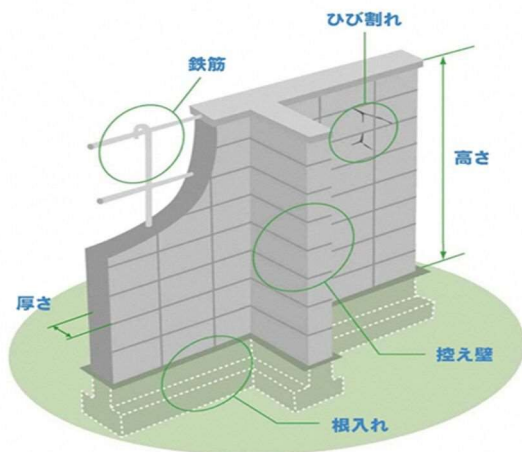
- ・耐震相談員派遣制度、耐震診断の助成、耐震改修工事の助成など
(※事業所の建物構造等により対象とならない場合もあります)

〔ブロック塀の撤去〕

- ・道路に面する高さ 1m 以上のブロック塀等の撤去に対する助成

【問い合わせ先】住宅都市局耐震化支援課（市役所西庁舎 3F） 電話：052-972-2787

(参考)ブロック塀等の点検基準

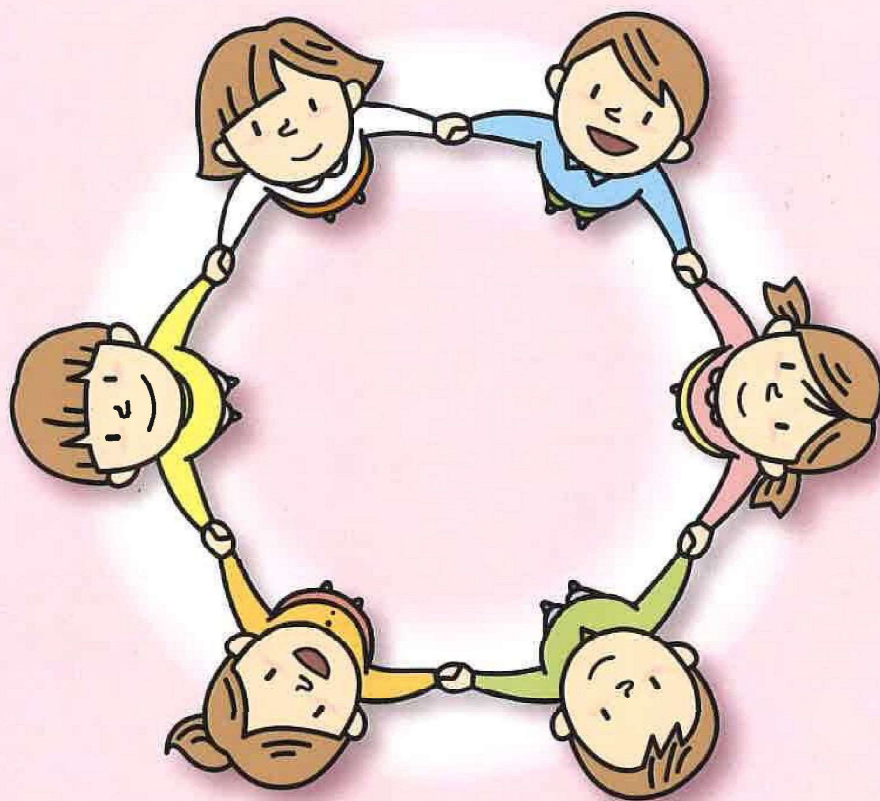


一般的なブロック塀の図

(出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 より一部改変)

区分	点検基準	
組積造 ※れんが造、石造、鉄筋のない コンクリートブロック造	高さ	1.2m以下であること
	厚さ	壁頂までの距離の1/10以上であること
	控え壁	4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があること
	基礎	基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
補強コンクリートブロック造	高さ	2.2m以下であること
	厚さ	10 cm以上あること（高さ2m超の場合は15 cm以上）
	控え壁	3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁があること
	基礎	コンクリートの基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
	上記の調査で問題があった場合	(設計図等やブロックの一部取外し等により確認) ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は建築基準法施行令（以下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。 ・鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。 ・基礎の根入れ深さは、令第61条又は第62条の8に照らして適切か。

名古屋市 強度行動障害者支援事業



『名古屋市強度行動障害者支援事業』とは

強度行動障害のある方に対する高度な専門知識・支援技術を習得した「強度行動障害者専門支援員」の派遣事業を始め、事業所からの相談窓口の設置や事業所職員の研修事業など、強度行動障害者支援にかかる総合的な事業を実施するものです。

名古屋市健康福祉局障害者支援課

名古屋市 強度行動障害者 支援事業

相談

強度行動障害者相談支援事業

無料

- 事業所において、強度行動障害のある方にかかる対応や支援方法について何かお悩み事がありましたら、ご相談ください。
- 専任の相談員が、対応させていただきます。



【相談窓口】

TEL: 052-613-7660

(月～金=9:00～17:00)

※祝日等除く

研修

強度行動障害支援者養成 研修事業(基礎・実践研修)

受講料必要

- 国のカリキュラムに沿った強度行動障害のある方に対する支援技術の向上のための研修です。
- 基礎的知識から技術的な事まで体系的に障害に対する理解やアプローチ方法も学ぶことができます。
- 研修日程(2日間)については、ウェルネットなごやに掲載予定です。



「強度行動障害」とは

「強度行動障害」とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、他人を叩いたり物を壊すなど、本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっていることです。

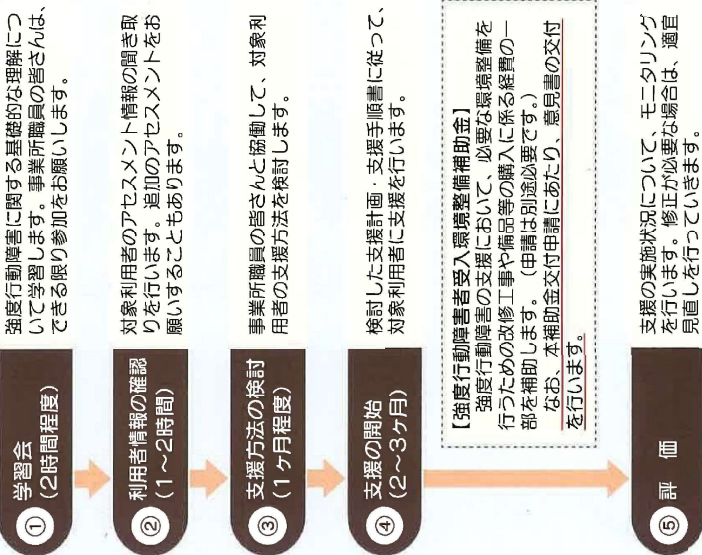
派遣

強度行動障害者専門支援員派遣事業

無料

- 対応困難な強度行動障害のある方の支援などにお困りの事業所に対し、専門支援員の派遣を行います。その支援方法を職員の方と一緒に考え、行動障害の軽減と職員の皆さんの知識・支援技術の向上を図ります。
- 派遣についてのご相談は、事務局までお願いします。

<派遣事業の流れ>



新規受入サポート事業

無料

- 在宅等の強度行動障害のある方の事業所等における新規受入の円滑化を図るため、受入調整の段階から専門支援員をケース会議の場等に派遣し、支援方法の検討や情報共有を行います。
- 新規に強度行動障害のある方を受入れる事業所等に専門支援員を派遣し、事業所職員の研修や受入に必要な環境整備を支援します。

地域づくりサポート

無料

- 関係機関との連携や、各区自立支援連絡協議会等への参加や助言、学習会の実施等を通じて、強度行動障害の理解促進を図り、強度行動障害のある方の支援に係る地域の体制づくりをサポートします。

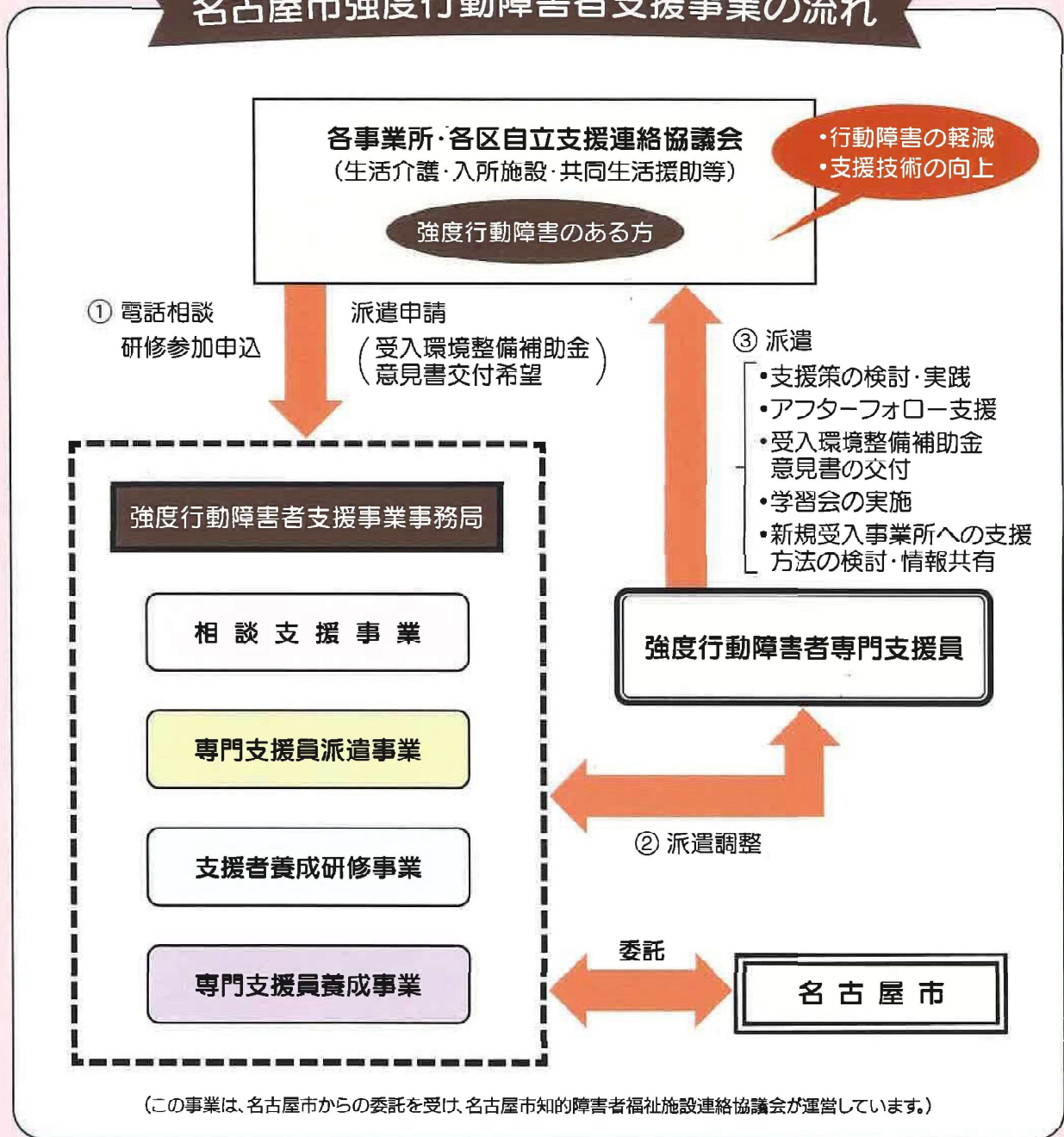


派遣先の一例

- 利用者さんに自傷があり、支援方法に困っている。
- 事業所職員の支援スキル向上のため、学習会を開いて欲しい!
- 在宅の強度行動障害のある方を新たに受け入れるので、円滑な受入の為に、受入調整の段階から支援方法の検討等に参加して欲しい!

お困りのことがありましたら
お気軽にご相談ください!

名古屋市強度行動障害者支援事業の流れ



名古屋市強度行動障害者支援事業事務局

〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
 TEL:052-613-7660 FAX:052-613-7688
 E-mail: kyoko-shien@wing.ocn.ne.jp
 ウェルネットなごや強度行動障害者支援事業HPはこちら→→→



このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。